

# 島根県私立保育園連盟旅費規程

## (目 的)

第1条 この規程は、規約第21条の規定に基づき、会員が私保連の業務を遂行するため出張するときの旅費について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (旅費の種類及び金額)

第2条 出張に係わる旅費の種類及び金額は、次表の通りとする。

種 類		金 額
1	交 通 費	バス代・自動車賃・船賃・航空機代等に要した実費料金 但し、グリーン車や上等級相当の料金は除く。 尚、やむを得ない場合に限り、実費に代わり1kmにつき35円とする。
2	宿 泊 費	実 費
3	諸 経 費	一泊につき 3,000円

2 交通費を算出する場合の起点は、会員が所属する保育園（所）とする。

## (命 令)

第3条 会員が、出張するときは、事前に会長に協議しなければならない。

## (報告、請求及び支給)

第4条 出張より帰着した者は、業務遂行の状況並びに旅費の内訳について、別紙様式に基づいて報告し、請求するものとする。

2 会長は、前項による報告に基づき、旅費の支給を行うものとする。  
但し、概算払い等その他に支給あった場合には、精算して支給する。  
尚、全私保連等主催者側から旅費の支給があった場合には、それによるものとする。

## 補 則

## (準 用)

第5条 島根県私保連の代表として全国大会等での研究発表や意見提案等、並び役員として派遣された場合の旅費も、この規程を準用する。

## (委 任)

第6条 この規程の改廃並びにこの規程に定める以外に必要な事項については、理事会にはかり決定するものとする。

## 附 則

- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 改正  
この規程は、一部改正し、平成24年4月1日から施行する。  
この規程は、一部改正し、平成27年4月1日から施行する。